

令和元年6月市長定例記者会見 記録

令和元年6月7日(金)

午前10時～午前10時20分

発表案件

1. 令和元年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)について

6月の定例市議会に佐渡市一般会計補正予算第4号を上程させていただきます。今回の一般会計の補正予算の規模は、1億3,736万1,000円を追加し、予算総額が431億9,706万3,000円となります。

概要を申し上げます。1つ目、国の制度改正や追加対策に伴う事業として、(1)幼児教育・保育無償化に伴う電算システムの改修費及びシステム入力作業等に係る事務経費に1,260万9,000円、(2)これまでに法律婚をしたことがない未婚の児童扶養手当受給者に対して、一人当たり1万7,500円を給付する臨時・特別給付金の支給に係る経費に334万8,000円、(3)風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に、抗体検査及び予防接種を3か年計画の1年目として実施するための経費として899万8,000円、(4)国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、新潟県が策定する災害被害の防止計画に基づく農業用ハウスの補強や防風ネットの設置に係る経費に対する補助、農業用ハウスの災害被害を防ぐための技術講習会開催に係る経費に166万3,000円を計上するものでございます。

2つ目、温泉管理運営事業について、休館中の新穂湯上温泉を無償貸付するにあたり、営業再開に必要な修繕・工事費などの経費のほか、畑野温泉松泉閣の休憩室のエアコン改修工事などに967万円を計上するものでございます。

3つ目です。新たな地域活性化人材づくり推進事業については、総務省の過疎地域等自立活性化交付金の採択を受けまして、同省の地域力創造アドバイザーと連携し、首都圏の企業や大学等との協働により、主として志のある15歳以上の若者を対象としました教育プログラムを構築・実施し、佐渡の地域活性化に資する自立可能な人材育成に取り組む経費に1,045万1,000円を新たに計上するものです。

4つ目、老人福祉施設整備事業につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき南部圏域におきまして、民間事業者が行う認知症対応型共同生活介護施設、2ユニット18床の整備に対する補助金として、新たに5,952万5,000円を計上するものでございます。

また、その他の経費については、当初予算編成後の事由による必要な経費を計上させていただくこととなります。

2. 「佐渡市一斉清掃」及び「佐渡市一斉清掃プラス」の実施について

佐渡市民が一丸となって環境美化活動に取り組み、環境の島佐渡のイメージアップを図るため、今年度におきましても市民の皆様と一緒に「佐渡市一斉清掃」及び「佐渡市一斉清掃プラス」

に取り組みます。まず、「佐渡市一斉清掃」につきましては、集落内道路や海岸・河川などのごみ拾い及び草刈りを集落単位で実施いたします。期日については、6月29日（土曜日）または6月30日（日曜日）のいずれかに実施いたします。実施集落については、6月14日までに環境対策課が取りまとめます。ちなみに、昨年度は222集落よりご参加いただきました。

次に、「佐渡市一斉清掃プラス」についてお知らせします。今年度は6月29日（土曜日）に市内9箇所を実施いたします。詳しくは、別紙の資料を参照いただければと思います。多くの市民の皆様からのご参加、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

事前質問

なし

質疑応答

1. 令和元年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について

記者：

この温泉についてなんですけども、また同じ業者と仮契約ということでしたけれど、ボイラーの件ですとか諸々の日々議会からの疑問点がある点はクリアして、またこの事業者と仮契約ということなんでしょうか。

市長：

前回の議会の議決も踏まえてその事業者さんと話し合いを続けさせていただいた中で、前回2月定例議会での議案提出の折にはまだ確定してなかった、どのような種類のボイラーと使うか等々について、その後、事業者さんとやり取りを続けた結果、今度は新たなボイラーを設置するのではなくて、現状設置されている既存のボイラー設備でそのまま事業を行いたいということが正式に返答ありましたので、あくまでもこの2月まで営業いただいていた湯上温泉の施設環境そのままということになって再提出させていただくものでございます。

記者：

住民の方は一刻も早い再開をということなんですけれども、仮に議会で認められたら7月からオープンですか。

市長：

今のままの環境で運営していただくということでございますので、議決いただければ7月には再開できるのではないかと考えています。

記者：

昨日の説明ですと6か月分の光熱費が今回計上されるってことですが、6か月っていうのは…。

市長：

少なくともこの議会が終わるまでの4、5、6の3か月分はもう市が維持管理しているコストが

かかっています。議決いただければ7月から無償貸与という形になると思いますが、再開がちょっと延びたりとか、あるいは議会の動向によってというものもありますので、一応念のために6か月分を計上させていただいたということでございます。

2. 「佐渡市一斉清掃」及び「佐渡市一斉清掃プラス」の実施について

記者：

一斉清掃ってのは、何年から始まったんですか。

市長：

名前が変わったりしているので、そこは説明してもらいます。

環境対策課長：

現在の仕組みと申しますか、一斉清掃、それに加えて一斉清掃プラスという形で取り組みを始めたのは、30年度からということでございます。

記者：

ということは3年目ですかね。

市長：

その前の年はクリーンアップ大作戦とか別の名前もあったので。

記者：

一斉清掃と一斉清掃プラスの違いっていうのは、なんでしょうか。

市長：

一斉清掃というのは昨年もそうですけど各集落の方等々にそれぞれの地区の中でお集まりいただいて、地元をきれいにさせていただこうというものでございますし、一斉清掃プラスというのはこちらのほうで、今回でいえば9カ所、場所を決めさせていただいて、そこへ市民の方がボランティアとして参加していただきながら、特に道路の沿線沿いとかが多いのですが、その辺を集中的に除草作業等をしようということでございます。

記者：

やることは一緒なんですか。ゴミ拾いと草刈と。

市長：

基本は、はい。

環境対策課長：

一斉清掃と一斉清掃プラスの違いでございますけれども、同じ日に実施をさせていただきます。一斉清掃につきましては市内の各集落で行っていただくということでございますし、一斉清掃プラスにつきましては主に市内の事業者の方々を中心に取り組みをして、より多くの方が同じ日に市内の美化清掃活動に取り組むということで企画をしております。

記者：

子どもたちが参加するようなこともありますか。

環境対策課長：

身近なところでの美化活動、清掃活動になりますので、各集落の中で子どもたちも参加をしてい

るというふうに承知をしておりますし、一斉清掃プラスにおきましても、呼びかけ、参加をお願いをしておりますのは、佐渡を美しくする会の会員の事業者が三十数社ほどございますけども、そういった事業者の方々とか、市が委嘱をしております環境美化指導員、各地区に1人ずつ10名おりますが、そういったの方々、それから市内の廃棄物関連の事業者の方もおられます。収集等の業務を私ども委託をしておりますけれども、そういった事業者の方、市内22社おりますから、そういったの方々を中心に呼びかけをしております、ご家族のお子さん連れでというご参加もいただいているというふうに承知をしております。